



草津町役場

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について

草津町は、令和7年9月26日付の総務省通知により、「ふるさと納税の対象となる地方団体」として指定を受けました。

総務大臣の指定により、草津町へのふるさと納税は、これまでと同様に所得税と住民税の控除対象となります。

今後も草津温泉への応援をお願い申し上げます。

○指定対象期間：令和7年10月1日から令和8年9月30日

担当：観光課 ふるさと納税係

TEL：0279-88-7188

FAX：0279-88-0002